# 日本福祉大学試験規程

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本規程は日本福祉大学学則(以下、「学則」という)第34条に基づき試験に関する事項を定めるものである。

(試験の種類と方法)

- 第2条 試験の種類は、期末試験、追試験、再試験とする。
- 2 試験の方法は筆記試験、レポート試験、Web試験(インターネットを利用した試験)、実 技試験、作品による試験ならびにその他の方法によるものとする。試験の方法は担当教員 が定める。

(試験の発表)

**第3条** 期末試験、追試験における試験の方法、期日等は、あらかじめ掲示により発表する。 ただし、授業の中で直接担当教員が指示することもある。

(筆記試験の方法)

- 第4条 期末試験、追試験における筆記試験の方法は次の通りとする。
  - (1) 試験時間は原則として1科目60分とし、試験時間帯は別表1の通りとする。
  - (2) 身体障害等の受験者の個別の事情により、試験時間、解答方法等について特別の配慮を行なうことができるものとする。
  - (3) 受験に際しては学生証を机上に提示しなければならない。学生証を携帯していない場合は、受験許可証をもって代えることができる。受験許可証発行手数料は別表2の通りとする。
  - (4) 試験開始後30分を経過した後は試験室への入室は認めない。 また、試験開始後30分以内は退出を認めない。 中途退出する場合も解答用紙は必ず提出しなければならない。
- 2 別室受験が許可された場合の試験時間帯は別表3の通りとする。

(レポート試験の方法)

- 第5条 期末試験、追試験におけるレポート試験の方法は次の通りとする。
  - (1) レポートには大学指定の表紙を付けなければならない。
  - (2) レポート提出は、特別の指示がない限り、指定した期日、場所に提出しなければならない。直接教員に提出することは認めない。

(Web試験の方法)

- 第6条 期末試験、追試験におけるWeb試験の方法は次の通りとする。
  - (1) 試験は、指定された教室で行うか、Web使用可能な機器を各自で確保し、実施するものとする。
  - (2) 試験時間は、1科目60分とし、試験開始の時点から計時する。一度計時が開始された場合は、途中停止はできないものとする。
  - (3) 身体障害等の受験者の個別の事情により、特別配慮を行うことができるものとする。

(受験資格)

- **第7条** 次の各号に該当する場合は、その科目にかかわる試験の受験資格がないものとする。
- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 授業の出席時間数が、学則第26条に定める時間数の3分の2に満たない科目。
- (3) 学費を納めていない者の全科目
- 2 前項の定めにかかわらず、実習科目については、学則第26条に定める時間数の5分の4以上の出席をもって受験資格を認めるものとする。ただし、教員免許状及び保育士資格に係る実習科目については、学則第26条に定める時間数の全ての出席をもって受験資格を認める。
- 3 第1項の定めにかかわらず、学則第25条に定める「多様なメディアを高度に利用して行う 授業」」のうち、別表8にあげる科目については、全講義を受講していない場合、当該科目 の試験についての受験資格がないものとする。
- **第8条** 筆記試験、レポート試験ならびに作品による試験において、学籍番号、氏名等の記入がない場合は評価の対象から除外する。

(不正行為)

**第9条** 試験において不正行為をおこなった場合の処置については別に定める。 また学則第49条に定める処置をおこなうことがある。

#### 第2章 期末試験

(期末試験)

- **第10条** 期末試験は前期末試験及び学年末試験とし、期間を定めて実施する。ただし、看護学部においては授業期間中に期末試験の一部を実施する場合がある。
- 2 期末試験は教務部長の判断により、前項による所定期間以外にも実施できるものとする。
- 3 集中講義科目の期末試験は期日を定めて実施する。

#### 第3章 追試験

(追試験の出願)

- **第11条** 前条の期末試験の当日に次の事由により受験できなかった場合は、審査のうえ当該科目の追試験の受験を認める。
  - (1) 災害に罹災したことによる欠席
  - (2) 交通事故による欠席
  - (3) 病気またはけがによる欠席
  - (4) 第3親等以内の親族の婚礼・葬儀への出席による欠席
  - (5) 就職試験(その参加が試験と同等の位置付けの説明会を含む)による欠席
  - (6) 専門学校・大学院等、進学のための入学試験による欠席
  - (7) 自宅からキャンパスまでの日常経路の公共交通機関において遅延、運休が発生したことによる欠席。
  - (8) その他、教務部長が認めた事由による欠席

- 2 前項の追試験には、レポート試験における提出、実技試験における受験の場合も含める。
- 3 追試験受験希望者は、当該科目の試験終了後、所定の期間内に証明書を添えて願書を提出しなければならない。
- 4 試験方法がレポート試験であった試験の追試験受験希望者は、前項の書類提出時にレポートをあわせて提出しなければならない。

(追試験の出願単位)

第12条 追試験は、全科目出願することができる。

(追試験の受験料)

- 第13条 追試験の受験料は別表4の通りとする。受験料は返却しない。
- 2 前項にもかかわらず、事由により、教務部長の判断にもとづき、追試験受験料を免除することがある。

## 第4章 再試験

(再試験の出願)

- **第14条** 期末試験において不合格であった場合は、審査のうえ当該科目の再試験を認めることができる。
- 2 再試験は、健康科学部リハビリテーション学科において別表5の通り行う。
- 3 再試験は、看護学部看護学科において別表6の通り行う。
- 4 再試験の願い出は、所定の期日におこなわなければならない。 (出願資格)
- **第15条** 次の各号に該当する場合は、再試験を願い出ることはできない。
  - (1) 第7条に該当するもの
  - (2) 期末試験及び追試験において受験を放棄した科目
  - (3) 第9条に定める不正行為を行った者

(再試験の受験料)

第16条 再試験の受験料は別表7の通りとする。

(再試験の成績評価)

第17条 再試験における合格者の成績の評価は、すべて「C」とする。

(規程の所管課室)

第18条 本規程の所管課室は、学務課とする。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

# 附則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日より制定実施する。
- 2 この規程は、昭和58年4月1日より一部改正実施する。
- 3 この規程は、昭和61年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規程は、昭和62年4月1日より改正施行する。
- 5 この規程は、平成元年4月1日より改正施行する。

- 6 この規程は、1992年4月1日より改正施行する。
- 7 この規程は、1993年4月1日より改正施行する。
- 8 この規程は、1995年4月1日より一部改正施行する。
- 9 この規程は、1997年4月1日より改正施行する。
- 10 この規程は、1998年4月1日より改正施行する。
- 11 この規程は、2001年4月1日より改正施行する。
- 12 この規程は、2003年4月1日より改正施行する。
- 13 この規程は、2008年4月1日より改正施行する。
- 14 この規程は、2010年4月1日より改正施行する。
- 15 この規程は、2011年4月1日より改正施行する。
- 16 この規程は、2013年4月1日より改正施行する。
- 17 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 18 本規程は、2017年4月1日から改正施行する。
- 19 本規程は、2018年4月1日から改正施行する。
- 20 本規程は、2019年4月1日から改正施行する。
- 21 本規程は、2020年4月1日から改正施行する。
- 22 本規程は、2022年4月1日から改正施行する。

## 別表1

期末試験時間帯<美浜キャンパス・半田キャンパス・名古屋キャンパス>

時限	1	2	3	4	5	6	7
	9: 50	11: 30	13: 50	15: 30	17: 00	18: 30	20:00
時間	~	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$
	10: 50	12: 30	14: 50	16: 30	18: 00	19: 30	21:00

## 期末試験時間帯<東海キャンパス>

時限	1	2	3	4	5	6	7
	9: 50	11: 30	13: 10	14: 50	16: 30	18: 10	19: 50
時間	~	$\sim$	$\sim$	~	$\sim$	$\sim$	~
	10: 50	12: 30	14: 10	15: 50	17: 30	19: 10	20: 50

# 別表2

受	験 許	可	証	発	行	手	数	料	1日につき	500円
---	-----	---	---	---	---	---	---	---	-------	------

# 別表3

別室試験時間帯<美浜キャンパス・半田キャンパス・名古屋キャンパス>

# 90分延長試験時間帯

時限	1	2	3	4	5	6	7
	9: 30	11: 10	13: 10	14: 50	16: 30	18: 10	19: 50
時間	$\sim$						
	11: 00	12: 40	14: 40	16: 20	18: 00	19: 40	21: 20

# 60分別室試験時間帯

時限	1	2	3	4	5	6	7
	9: 30	11: 10	13: 10	14: 50	16: 30	18: 10	19: 50
時間	$\sim$						
	10: 30	12: 10	14: 10	15: 50	17: 30	19: 10	20: 50

# 別室試験時間帯<東海キャンパス>

# 90分延長試験時間帯

時限	1	2	3	4	5	6	7
	9: 30	11: 10	12: 50	14: 30	16: 10	17: 50	19: 30
時間	~	~	~	$\sim$	~	$\sim$	~
	11:00	12: 40	14: 20	16: 00	17: 40	19: 20	21: 00

# 60分別室試験時間帯

時限	1	2	3	4	5	6	7
	9: 30	11: 10	12: 50	14: 30	16: 10	17: 50	19: 30
時間	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	~
	10: 30	12: 10	13: 50	15: 30	17: 10	18: 50	20: 30

# 別表4

# 別表5

再試験を行う 学部・学科	健康科学部リハビリテーション学科
再試験出願条件	進級・卒業にかかわる必修科目の単位を修得することができ
	なかった場合に、当該期の不合格科目について、所定の出願
	科目数を上限に、進級・卒業必修単位に限り願い出ることが
	できる。再試験の出願単位を含めても、なお進級・卒業単位

		を満たすことができない場合は、再試験の願い出はできない。
再試験出願筆	 範囲	再試験は、各学期5科目まで願い出ることができる。
再試験の対象	象外科目	進級・卒業にかかわる必修科目以外は再試験を実施しない。
		再試験を実施しない科目は専攻ごとに定める。
		再試験を実施しない科目
専攻	科目名	
理学療法学	<2013~	~2017年度入学生>
専攻	習、日常習、理等神経導、	- 2019年度の入学生 >
	習、物理 学療法評 理学療法 究Ⅲ、紀 導、総合	【I、基礎演習Ⅱ、生理学Ⅰ実習、生理学Ⅱ実習、運動生理学実療法学実習、日常生活活動学実習、理学療法評価学Ⅰ実習、理 療法学実習、日常生活活動学実習、理学療法評価学Ⅰ実習、理 任価学Ⅱ実習、義肢装具学実習、運動器理学療法学実習、神経系 学実習、理学療法学研究Ⅰ、理学療法学研究Ⅲ、理学療法学研 、学実習指導、見学実習、評価実習指導、評価実習、総合実習指 、実習Ⅰ、総合実習Ⅲ を度以降の入学生>
	価学 I 実 実習、運 理学療法 指導、見 学療法学	I、基礎演習Ⅱ、生理学実習、運動療法学Ⅰ実習、理学療法評 習、物理療法学実習、日常生活活動学実習、理学療法評価学Ⅱ 動器理学療法学実習、義肢装具学実習、神経系理学療法学実習、 法学研究Ⅰ、理学療法学研究Ⅲ、理学療法学研究Ⅲ、見学実習前 、学実習、評価実習前指導、評価実習、総合実習前指導、地域理 生実習、総合実習、総合実習後指導
作業療法学		2017年度入学生>
専攻	習 I、作 I(実技 義肢装具 価実習、	R、生理学実習、解剖学 I 実習、運動学実習、作業療法評価学実業療法評価学実習 II、日常生活活動学実習、作業療法指導技法 (実技)、集団活動指導技法(実技)、作業療法指導技法 II(実技)、集団活動指導技法(実技)、学実習、作業療法学研究 II、見学実習、評総合実習 I、総合実習 II
		2019年度の入学生>
	価学実習 実習、作 法介入法 療法指導 価実習、	日、生理学 I 実習、解剖学 I 実習、基礎運動学実習、作業療法評別 I、作業療法評価学実習 II、日常生活活動学実習、解剖生理学業療法介入法 I (実技)、作業療法所入法 II (実技)、作業療証 (実技)、環境因子調整法(実習)、作業療法研究法、作業証法演習、作業療法学研究 I、作業療法学研究 II、見学実習、評総合実習 I、総合実習 II
	基礎演習作業療法 作業療法 技)、作	日、生理学実習、解剖学実習、解剖生理学実習、基礎運動学実習、 注評価学実習 I、作業療法評価学実習 II、日常生活活動学実習、 完学基礎演習、作業療法介入法 I(実技)、作業療法介入法 II(実 業療法介入法Ⅲ(実技)、環境因子調整法(実習)、作業療法 日、作業療法指導法演習、総合作業療法学演習、作業療法学研究

Ⅰ、作業療法学研究Ⅱ、見学実習指導、見学実習、評価実習指導、評価

# 介護学専攻

実習、総合実習指導、総合実習Ⅰ、総合実習Ⅱ、地域作業療法学実習 <2013年度以降の入学生>

基礎演習 I、基礎演習 II、生活支援技術演習 I、生活支援技術演習 II、生活支援技術演習 II、介護過程演習 II、介護過程演習 II、介護過程演習 II、介護過程演習 II、介護過程演習 II、介護過程演習 II、介護総合演習 II、介護総合演習 II、介護総合演習 II、介護学研究 I、介護学研究 I、介護実習 I、介護実習 II、介護実習 II 、介護実習 II 、介護支援 II 、介護実習 II 、介護実習 II 、介護実習 II 、介護実習 II 、介護実習 II 、介護会別 II 、

## 別表6

再試験を行う 学部・学科	看護学部看護学科
再試験出願条件	進級・卒業にかかわる必修科目の単位を修得することができな
	かった場合に、当該期の不合格科目について、所定の出願科目数
	を上限に、進級・卒業必修単位に限り願い出ることができる。
再試験出願範囲	再試験は、各学期5科目まで願い出ることができる。
再試験の対象外科目	進級・卒業にかかわる必修科目以外は再試験を実施しない。

### 再試験を実施しない科目

### <2021年度以前の入学生>

英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅢ、英語コミュニケーションⅢ、 英語コミュニケーションⅣ、基礎ゼミナールⅠ、基礎ゼミナールⅡ、基礎看護学実習Ⅰ、 基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学慢性期実習、成人看護学急性期実習、老年看護学実習Ⅰ、 老年看護学実習Ⅲ、老年看護学実習Ⅲ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学 実習、在宅看護論実習、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、看護統合実習

## <2022 年度以降の入学生>

英語コミュニケーションI、英語コミュニケーションII、英語コミュニケーションIII、 英語コミュニケーションIV、基礎ゼミナールI、基礎ゼミナールII、基礎看護学実習I、 基礎看護学実習II、慢性期看護学実習、急性期看護学実習、地域看護学実習、老年看護 学実習I、老年看護学実習II、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在 宅看護論実習、卒業研究I、卒業研究II、看護統合実習

# 別表7

再 試 験 受 験 料 1科目につき 3,000円
---------------------------

#### 別表8

授業科目名	単位	必選	備考
日本福祉大学の歴史	2	選	全学教育センター科目
知多学	2	選	全学教育センター科目
ふくしとフィールドワーク	2	選	全学教育センター科目
知多半島のふくし	2	選	全学教育センター科目

ふくしと減災コミュニティ	2	選	全学教育センター科目
こころとからだ	2	選	全学教育センター科目
福祉社会入門	2	選	全学教育センター科目
聴覚障害者の理解と支援	2	選	全学教育センター科目
地震と減災社会	2	選	全学教育センター科目
福祉の力	2	選	全学教育センター科目
ヒューマンケアのための多職種連携	2	選	全学教育センター科目
経済とビジネスA	2	選	経済学部授業科目
経済とビジネスB	2	選	経済学部授業科目
日本語教育法 I	2	選	国際福祉開発学部授業科目
日本語教育法Ⅱ	2	選	国際福祉開発学部授業科目
国際福祉開発	2	選	国際福祉開発学部授業科目
			社会福祉学部、教育・心理学
ビジネススキル	2	選	部、スポーツ科学部、経済学
			部、国際福祉開発学部授業科目